

諮詢庁：防衛大臣

諮詢日：令和2年12月4日（令和2年（行個）諮詢第191号）

答申日：令和5年1月23日（令和4年度（行個）答申第5180号）

事件名：本人の夫に係る公務災害関係書類の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書3、文書4、文書8、文書10ないし文書13、文書16、文書18、文書19及び文書24に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報1」という。）につき、その全部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示とし、文書14、文書15、文書17及び文書21ないし文書23に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報2」といい、本件対象保有個人情報1と併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を開示とした決定については、本件対象保有個人情報1につき、改めて開示決定等をすべきであり、本件対象保有個人情報2につき、審査請求人が開示すべきとし、諮詢庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表3に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく保有個人情報の開示請求に対し、令和2年7月20日付け防人給第11940号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮詢庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、別表1に掲げる部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）審査請求書

不開示とされた文書または文書の一部のうち、法12条1項に規定する自己を本人とする保有個人情報に該当しないことを理由に不開示とされたものについては、かかる判断に誤りがある。

不開示とされた文書または文書の一部のうち、法14条2号に該当することを理由に不開示とされたものについては、かかる判断に誤りがある。

不開示とされた文書または文書の一部のうち、今後の災害補償業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、法14条7号柱書に該

当することを理由に不開示とされたものについては、かかる判断に誤りがある。

詳細は、追って意見書を提出する。

## (2) 意見書

### ア 審査請求の理由の概要

上記（1）と同じ。

以下、具体的に述べる。

### イ 不開示が違法な文書

審査請求人が、不開示が違法であると考える文書または文書の一部は、以下のとおりである。なお、文書の標目及び文書番号は防人給第11940号・保有個人情報開示決定通知書の記載によった。

(ア) 急死事案（疾病）調査結果通報書（特定年月日B特定部隊B）

【文書番号】3, 4

【不開示理由】法12条1項

(イ) 特定個人の聞き取り調査内容について（特定年月日C特定部隊C職員人事賠償補償専門官）

【文書番号】8

【不開示理由】個人情報（法12条1項）非該当

(ウ) 勤務状況に関する答申書

【文書番号】10

【不開示理由】個人情報（法12条1項）非該当

(エ) 特定疾病事案に関する陸幕法務官付審査専門官指導事項について（連絡）（特定年月日D）

【文書番号】11

【不開示理由】個人情報（法12条1項）非該当

(オ) 意見等聴取書

【文書番号】12

【不開示理由】個人情報（法12条1項）非該当

(カ) 特定疾病事案に関する調査について（連絡）（特定年月日E）

【文書番号】13

【不開示理由】個人情報（法12条1項）非該当

(キ) 公務災害発生報告書（法定第3号）の「7 公務上の災害と判断した理由」の全て

【文書番号】14, 15, 17, 22

【不開示理由】法14条7号柱書

(ク) 特殊な災害の認定について（申請）（特定文書番号A。特定年月日F）別紙「特定疾病の公務災害認定について」の「5 判断理由」の全て

【文書番号】 15, 17

【不開示理由】 法14条7号柱書

(ケ) 業務従事報告書の（所属），（階級・氏名），印影及び報告内容のそれぞれ全て

【文書番号】 15, 17

【不開示理由】 法14条7号柱書

(コ) 特定個人及び訓練等状況についての答申書及び答申書のそれぞれ回答者の所属，階級・氏名，聞き取り内容及び回答内容の全て

【文書番号】 15, 17

【不開示理由】 法14条7号柱書

(サ) 現認書の記書，所属，階級・氏名及び印影

【文書番号】 14, 15, 17, 22, 23

【不開示理由】 法14条7号柱書

(シ) 勤務状況調査票の一部

【文書番号】 15, 17

【不開示理由】 法14条2号，同条7号柱書

(ス) 勤務時間確認表の一部

【文書番号】 15, 17

【不開示理由】 法14条2号，同7号柱書

(セ) 心・血管疾患及び脳血管疾患等業務関連疾患の簡易認定調査票の一部

【文書番号】 15, 17

【不開示理由】 法14条2号，同条7号柱書

(ソ) 特定疾病事案の公務災害認定協議について

【文書番号】 16

【不開示理由】 個人情報（法12条1項）非該当

(タ) 特殊な災害の認定の申請について（特定年月日F 法務官）

【文書番号】 18

【不開示理由】 個人情報（法12条1項）非該当

(チ) 特定疾病的公務災害認定について（承認）（特定文書番号B。特定年月日G）（原議）

【文書番号】 19

【不開示理由】 個人情報（法12条1項）非該当

(ツ) 遺族補償年金等の請求について（申請）（特定文書番号C。特定年月日H）（原議）

【文書番号】 21, 22, 23

【不開示理由】 法14条2号

(テ) 遺族補償年金及び遺族特別給付金の支給決定について（承認）

(特定文書番号D。特定年月日 I )

【文書番号】 24

【不開示理由】個人情報（法12条1項）非該当

ウ 各文書の不開示が違法である理由

上記各文書または文書の一部の不開示が違法である理由は、以下のとおりである。

(ア) 上記（ア）の文書について

「急死事案（疾病）調査結果通報書」（【文書番号】3, 4）という文書の標目からは、審査請求人が給付を受ける遺族補償年金や遺族特別給付金の支給を基礎づける被災公務員の疾病の公務上外の判断に関する文書であると考えられるところ、これは認定申請をおこなった審査請求人自身の個人情報に他ならないから、個人情報（法12条1項）に該当しないなどということはあり得ない。

(イ) 上記（イ）ないし（カ）の文書について

「特定個人の聞き取り調査内容について」（上記（イ）の文書、【文書番号】8）、「勤務状況に関する答申書」（上記（ウ）の文書、【文書番号】10）、「特定疾病事案に関する陸幕法務官付審査専門官指導事項について」（上記（エ）の文書、【文書番号】11）、「意見等聴取書」（上記（オ）の文書、【文書番号】12）、「特定疾病事案に関する調査について（連絡）」（上記（カ）の文書、【文書番号】13）という文書の標目からは、審査請求人がした公務災害認定申請に関して被災公務員の疾病の公務上外の判断のためにおこなった調査についての文書であると考えられるところ、これは認定申請をおこなった審査請求人自身の個人情報に他ならないから、個人情報（法12条1項）に該当しないなどということはあり得ない。

(ウ) 上記（キ）、（ク）の文書について

「公務災害発生報告書の「7 公務上の災害と判断した理由」の全て」（上記（キ）の文書、【文書番号】14, 15, 17, 22）、「特殊な災害の認定について（申請）別紙「特定疾病の公務災害認定について」の「5 判断理由」の全て」（上記（ク）の文書、【文書番号】15, 17）という文書の標目や開示部分の記載からは、審査請求人が給付を受ける遺族補償年金や遺族特別給付金の支給を基礎づける被災公務員の疾病の公務上外の判断に関する文書であると考えられる。

上記文書は、被災公務員の疾病的公務上外の判断に関する客観的な調査結果を記載したものにすぎず、公務上外の判断は一定の基準に則って公正かつ適正おこなわれるものであるから、「これを公に

することにより、今後の災害補償業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」（防人給第11940号・保有個人情報開示決定通知書）などなく、むしろ公開することが公正な判断に資することとなる。

また、仮に上記文書の一部に「これを公にすることにより、今後の災害補償業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」のある記載がある場合には、当該記載のみをマスキングすることも容易にできる（法15条1項）。したがって、上記文書の全てを不開示することは違法である。

(エ) 上記(ケ)ないし(サ)の文書について

「業務従事報告書の（所属），（階級・氏名），印影及び報告内容のうち報告内容」（上記(ケ)の文書，【文書番号】15, 17），「現認書の記書，所属，階級・氏名及び印影」（上記(サ)の文書，【文書番号】15, 17）という文書の標目や開示部分の記載からは、自衛官であった被災公務員の疾病の公務上外の判断に關し、被災公務員の上官または同僚の自衛官らが、被災公務員の勤務状況や被災公務員が疾病を発症した当時の状況を報告した文書であると考えられる。また、「特定個人及び訓練等状況についての答申書及び答申書のそれぞれの回答者の所属，階級・氏名，聞き取り内容及び回答内容の全て」（上記(コ)の文書），という文書の標目や開示部分の記載からは、自衛官であった被災公務員の疾病の公務上外の判断に關し、被災公務員の勤務状況を調査した結果を記載した文書であると考えられる。

上記各文書は、自衛官であった被災公務員の疾病の公務上外の判断に関する客観的な調査結果を記載したもの、とりわけ被災公務員の勤務状況や被災公務員が疾病を発症した当時の状況といった客観的事実に関する報告書にすぎず、公務上外の判断は一定の基準に則って公正かつ適正おこなわれるものであるから、「これを公にすることにより、今後の災害補償業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」（防人給第11940号・保有個人情報開示決定通知書）などなく、むしろ公開することが公正な判断に資することとなる。

また、仮に上記文書の一部に、「これを公にすることにより、今後の災害補償業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」のある記載がある場合には、当該記載のみをマスキングすることも容易にできる（法15条1項）。したがって、上記文書の全てを不開示することは違法である。

(オ) 上記(シ)，(ス)の文書について

a 文書の内容について

「勤務状況調査票の一部」（上記(シ)の文書，【文書番号】

15, 17), 「勤務時間確認表の一部」(上記(ス)の文書, 【文書番号】15, 17)という文書の標目や開示部分の記載からは, 審査請求人が給付を受ける遺族補償年金や遺族特別給付金の支給を基礎づける被災公務員の疾病の公務上外の判断に關し, 被災公務員の勤務状況及び勤務時間を調査した結果を記載した文書であると考えられる。

b 法14条2号該当性について

上記文書に記載された情報から識別される「開示請求者以外の特定の個人」がいかなる者を指すのは定かではない。

しかし, 上記文書に記載された情報は, 開示請求者の配偶者たる被災公務員の勤務状況及び勤務時間に関するものであると思われ, それらは開示請求者に準ずる個人に関するものであって, 「開示請求者以外の特定の個人を識別」できたり, 「開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれ」はない。したがって, それらの文書は開示されなければならない。

また, 上記文書に記載された情報は, 自衛官であった被災公務員並びに被災公務員の上官及び同僚の自衛官らの公務の状況に関するものであるところ, 公務員の職務の執行に係る情報については, 「当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」が開示されなければならない(法14条2号ハ)。

c 法14条7号柱書該当性について

上記文書は, 自衛官であった被災公務員の疾病の公務上外の判断に関する客観的な調査記録, とりわけ被災公務員の勤務状況及び勤務時間という客観的事実に関する調査結果にすぎず, 公務上外の判断は一定の基準に則って公正かつ適正おこなわれるものであるから, 「これを公にすることにより, 今後の災害補償業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」(防人給第11940号・保有個人情報開示決定通知書)などなく, むしろ公開することが公正な判断に資することとなる。

d 部分開示について

さらに, 仮に上記文書の一部に法14条2号が定めるようなおそれや, 「これを公にすることにより, 今後の災害補償業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」のある記載がある場合には, 当該記載のみをマスキングすることも容易にできる(法15条1項)。したがって, 上記文書の全てを不開示とすることは違法である。

(カ) 上記(カ)の文書について

a 文書の内容について

「心・血管疾患及び脳血管疾患等業務関連疾患の簡易認定調査票の一部」（上記（セ）の文書，【文書番号】15, 17）という文書の標目からは，審査請求人が給付を受ける遺族補償年金や遺族特別給付金の支給を基礎づける被災公務員の疾病の公務上外の判断に関する文書であると考えられる。

b 法14条2号該当性について

上記文書に記載された情報から識別される「開示請求者以外の特定の個人」がいかなる者を指すのは定かではない。

しかし，上記文書に記載された情報の多くは，開示請求者の配偶者たる被災公務員の勤務状況に関するものであるものと思われ，それらは開示請求者に準ずる個人に関するものであって，「開示請求者以外の特定の個人を識別」できたり，「開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれ」はない。したがって，それらの文書は開示されなければならない。

また，上記文書に記載された情報のほとんどは，自衛官であった被災公務員並びに被災公務員の上官及び同僚の自衛官らの公務の状況に関するものであるところ，公務員の職務の執行に係る情報については，「当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」が開示されなければならない（法14条2号ハ）。

c 法14条7号柱書該当性について

上記文書は，自衛官であった被災公務員の疾病的公務上外の判断に関する客観的な調査記録にすぎず，公務上外の判断は一定の基準に則って公正かつ適正おこなわれるものであるから，「これを公にすることにより，今後の災害補償業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」（防人給第11940号・保有個人情報開示決定通知書）などなく，むしろ公開することが公正な判断に資することとなる。

d 部分開示について

さらに，仮に上記文書の一部に法14条2号が定めるようなおそれや，「これを公にすることにより，今後の災害補償業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」のある記載がある場合には，当該記載のみをマスキングすることも容易にできる（法15条1項）。したがって，上記文書の全てを不開示とすることは違法である。

(キ) 上記（ソ）ないし（チ）の文書について

「公務災害認定協議について」（上記（ソ）の文書，【文書番号】16），「災害の認定の申請について」（上記（タ）の文書，【文

書番号】18）、「公務災害認定について」（上記（チ）の文書、【文書番号】19）という文書の標目からは、審査請求人がした公務災害認定申請に関する復命書であると考えられ、これは認定申請をおこなった審査請求人自身の個人情報に他ならないから、個人情報（法12条1項）に該当しないなどということはあり得ない。

（ク）上記（ツ）の文書について

「遺族補償年金等の請求について（申請）」（【文書番号】21ないし23）という文書の標目からは、審査請求人が給付を受ける遺族補償年金や遺族特別給付金の支給の可否や金額等に関する文書であると考えられるところ、そこに記載された情報から識別される「開示請求者以外の特定の個人」がいかなる者を指すのかは定かではない。

しかし、上記文書に記載された情報の多くは、開示請求者の配偶者たる被災公務員の勤務状況や待遇に関するものであるものと思われ、それらは開示請求者に準ずる個人に関するものであって、「開示請求者以外の特定の個人を識別」できたり、「開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれ」はない。したがって、それらの文書は開示されなければならない。

また、上記文書に記載された情報のほとんどは、自衛官であった被災公務員並びに被災公務員の上官及び同僚の自衛官らの公務の状況に関するものであるところ、公務員の職務の執行に係る情報については、「当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」が開示されなければならない（法14条2号ハ）。

さらに、上記文書の中に「開示請求者以外の特定の個人を識別」することができ、または「開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある」記載があっても、当該記載のみをマスキングすることも容易にできる（法15条1項）。したがって、上記文書の全てを不開示とすることは違法である。

（ケ）上記（テ）の文書について

「遺族補償年金及び遺族特別給付金の支給の決定について」（【文書番号】24）という標目からは、審査請求人が給付を受ける遺族補償年金や遺族特別給付金の支給の可否や金額等に関する文書であると考えられ、これは給付を受けるべき審査請求人自身の個人情報に他ならないから、個人情報（法12条1項）に該当しないなどということはあり得ない。

### 第3 質問序の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、「陸上自衛隊特定師団特定部隊A所属の自衛官であつ

た請求者の夫・特定個人が、特定年月日A、特定県の特定場所における特定状況中に特定疾病を発症し、特定日に死亡した件が公務災害にあたるか否かについて、特定部隊長A、特定部隊長B、特定方面総監及び陸上幕僚長が行った調査・決定に関し、これらの者が作成・収集した資料の一切（調査復命書及びその添付資料、支給決定決議書等）」に記録されている保有個人情報の開示を求めるものであり、これに該当する保有個人情報として、「特定個人のご遺族に対する公務災害一時判断通知文書について（特定年月日J）」に記録されている保有個人情報及び別紙に掲げる24文書に記録されている保有個人情報を特定した。

本件開示請求については、法20条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和2年4月23日付け防人給第6496号により、「特定個人のご遺族に対する公務災害一時判断通知文書について（特定年月日J）」に記録されている保有個人情報について、法18条1項の規定に基づく開示決定処分を行った後、令和2年7月20日付け防人給第11940号により、別紙に掲げる24文書に記録された本件対象保有個人情報について、法14条2号、4号及び7号柱書きに該当する部分並びに保有個人情報非該当の部分を不開示とする原処分を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

## 2 不開示とした部分及びその理由について

原処分において不開示とした部分及びその理由については、付紙第2（省略）のとおりであり、本件対象保有個人情報のうち、法14条2号、4号及び7号柱書きに該当する部分並びに保有個人情報非該当の部分を不開示とした。

## 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、上記第2の2を理由として、原処分を取り消す旨の決定を求めるが、上記2のとおり、本件対象保有個人情報のうち、法14条2号、4号及び7号柱書きに該当する部分並びに保有個人情報非該当の部分を不開示としたものである。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

## 4 補充理由説明書

審査請求人が開示を求める部分について、文書15の「特殊な災害の認定について（申請）（特定文書番号A。特定年月日F）別紙「特定疾病的公務災害認定について」の「5 判断理由」」の全て及び文書17の「特定疾病的公務災害認定について（協議）（特定文書番号G。特定年月日M）（案文含む）別紙「特定疾病的公務災害認定について」の「5 判断理由」」の全てについては、法14条7号柱書きに該当し不開示としたが、別表2に掲げる番号1の部分は、改めて精査した結果、開示可能な情報と

認められるため、開示することとし、その余の部分については、開示請求者以外の個人に関する情報であり、これを公にすることにより、開示請求者以外の特定の個人を識別され、又は、開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあることから、同条2号の不開示事由を追加する。

また、別表2に掲げる番号2の文書14（4枚目）、文書15（134枚目）、文書17（147枚目）、文書22（76枚目）及び文書23（76枚目）の公務災害発生報告書（法定第3号）の「7 公務上の災害と判断した理由」の全てについても、同条7号柱書きに該当し不開示としたが、改めて精査した結果、開示可能な情報と認められるため、これを開示することとする。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮詢事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年12月4日 諒問の受理
- ② 同日 諒問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月18日 審議
- ④ 令和3年1月8日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 令和4年11月4日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年12月5日 審議
- ⑦ 同月6日 諒問庁から補充理由説明書を收受
- ⑧ 令和5年1月18日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求に対して、処分庁は、法20条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、残りの保有個人情報として別紙に掲げる24文書に記録された保有個人情報につき、その一部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、4号及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件不開示部分の開示を求めているが、諒問庁は、補充理由説明書（上記第3の4）において、別表2の不開示部分については、全て開示することとするが、その余の部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報が記載されていない、又は法14条2号及び7号柱書きに該当するとして、不開示を維持すべきとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果に基づき、本件対象保有個人情報1の審査請求人を本人とする保有個人情報該当性及び本件対象保有個人情報2のうち諒問庁がなお不開示とすべきとしている部分（以下「本件不開示維持

部分」という。) の不開示情報該当性について検討する。

## 2 本件対象保有個人情報1の審査請求人を本人とする保有個人情報該当性について

- (1) 本件対象保有個人情報1を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおり説明があった。

本件対象保有個人情報1については、一義的には既に死亡した審査請求人の夫である特定個人の保有個人情報であり、当該文書には、審査請求人の個人識別情報が記載されていないことから、当該保有個人情報は、法12条1項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないと判断し、不開示とした。

- (2) 上記(1)の諮問庁の説明のとおり、本件対象保有個人情報1については、審査請求人の氏名等の同人を識別することができる情報は記載されていないと認められる。

しかしながら、本件開示請求は、特定個人が特定状況中に特定疾病を発症し死亡した件に関し、公務災害に当たるか否かについて、作成・収集した資料に記録された審査請求人を本人とする保有個人情報の開示を求めており、当審査会において、本件対象保有個人情報を見分したところ、当初の判断を不服として、審査請求人本人から申出書及び意見書(以下、併せて「申出書」という。)が提出されたことで、改めて調査が行われた公務災害認定に係る一連の文書であると認められる。この申出書には申出人として審査請求人の氏名及び住所等の記載があり、審査請求人を本人と識別できる情報が記載されている。

- (3) そうすると、本件対象保有個人情報1は、本件公務災害認定の手続に関する一連の情報として、審査請求人を本人とする保有個人情報であると認められ、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない旨の上記(1)の諮問庁の説明は採用することはできない。

- (4) したがって、本件対象保有個人情報1につき、改めて開示決定等をすべきである。

## 3 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

- (1) 別表1の番号3、番号7ないし番号9及び番号11の不開示部分について

### ア 番号3の不開示部分

当該部分には、特定個人の健康状態、勤務経歴及び勤務状況等を踏まえた公務災害認定の判断に係る具体的な理由が詳細に記載されていると認められる。

### イ 番号7ないし番号9の不開示部分

当該部分には、特定個人の発症日、発症日前1週間、発症日前1か月間及び発症日前6か月間の勤務状況及び勤務時間並びに疾患と業

務との関連調査に係る災害発生前の業務従事状況等に関する内容が記載されていると認められる。

ウ 番号11の不開示部分

当該部分は、国家公務員災害補償法及び人事院規則等に基づく、審査請求人による遺族補償年金請求書及び遺族特別給付金支給申請書（以下、併せて「遺族年金請求書」という。）の提出を受けた実施機関の部内手続の文書中の不開示部分であるところ、①特定個人の経歴、勤務状況、人事管理及び健康管理に関する詳細な記録並びに②医師の署名、審査請求人以外の署名及び印影の情報が記録されていると認められる。

エ このうち、上記アないしウの①の特定個人に係る情報は、一体として法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

次に、法14条2号ただし書該当性について検討すると、当該部分は、配偶者であっても通常知ることのない特定個人の勤務先の内部情報及び人事管理情報等であることから、法令の規定により又は慣行として審査請求人が知り得る情報に該当するとまでは認め難いため、同号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

さらに、原処分において、個人識別部分である特定個人の氏名が既に開示されていることから、法15条2項による部分開示の余地はない。

また、上記ウの②は、個人の署名及び印影であり、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。署名及び印影については、当該作成者の氏名を知り得るとしても、当該部分は、その固有の形状が当該文書の真正を示す認証的機能を有するものであり、署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められない。このため、当該部分は、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項に基づく部分開示の余地もない。

オ したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、番号3及び番号7ないし番号9の不開示部分については、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（2）別表1の番号4ないし番号6の不開示部分

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして

諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

業務従事報告書、答申書及び現認書（以下、併せて「業務従事報告書等」という。）に記録された不開示部分には、被災者である特定個人の勤務状況についての関係者からの報告及び聞き取りの内容等が記載されている。

防衛省には、補償を実施する機関として、報告及び聞き取りを行い、手続を進める責任があるところ、この調査に応諾した関係者の当該報告及び聞き取りの内容等を開示すれば、関係者が公務災害申立人である審査請求人からの批判や不当な働きかけ、嫌がらせ等を恐れ、正確、率直な供述をちゅうちょし、公務災害申立人側又は防衛省側いずれか一方に不利になる供述を意図的に忌避するなどの行動をとるおそれがあり、ひいては、事実関係の把握が困難となり、今後の災害補償業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため不開示とすることが適当と判断した。

イ 上記アで諮問庁が説明するとおり、当該不開示部分には、業務従事報告書等の作成に協力した関係者の所属、階級、氏名及び印影並びに当該文書に係る報告及び聞き取りの内容等が記載されていると認められる。

そうすると、当該部分を開示すれば、業務従事報告書等の作成に協力した関係者が明らかとなるため、部内調査であるとはいえ、聞き取りなどへの情報提供依頼に対して、開示されることを前提とした関係者からの回答に支障を及ぼすおそれがあり、今後、同様の事象が発生した際に、関係者から適切な協力が得られにくくなるなどとする諮問庁の説明は否定し難い。

このように、災害補償業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

### （3）別表1の番号10の不開示部分

ア 当該部分には、審査請求人が実施機関に提出した遺族年金請求書の遺族年金請求額及び遺族特別給付金（以下、併せて「遺族年金」という。）の算定に必要な平均給与額及び審査請求人が受給する遺族年金等が記載されていると認められる。

イ 当該不開示部分については、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められるが、審査請求人が署名捺印した遺族年金請求書の遺族年金に係る算定記録及び遺族年金受給額であることを踏まえると、当該情報は、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

#### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法12条1項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、4号及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同条2号及び7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表3に掲げる部分を除く部分は、同条2号及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、本件対象保有個人情報1は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められるので、改めて開示決定等をすべきであり、別表3に掲げる部分は、同条2号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子、委員 太田匡彦、委員 佐藤郁美

別紙（本件対象保有個人情報を含む文書）

- 文書 1 特定疾病事案発生報告書（特定年月日 K）（特定部隊 B 保有分）  
文書 2 特定疾病事案発生報告書（特定年月日 K）（特定部隊 D 保有分）  
文書 3 急死事案（疾病）調査結果通報書（特定年月日 B 特定部隊 B）（特定部隊 B 保有分）  
文書 4 急死事案（疾病）調査結果通報書（特定年月日 B 特定部隊 B）（特定部隊 D 保有分）  
文書 5 特定個人の公務災害認定一時判断通知（非該当）の遺族の回答について（特定年月日 B 特定部隊 B 賠償補償専門官）（特定部隊 B 保有分）  
文書 6 特定個人の公務災害認定一時判断通知（非該当）の遺族の回答について（特定年月日 B 特定部隊 B 賠償補償専門官）（特定部隊 D 保有分）  
文書 7 公務災害にかかる判断について（特定文書番号 E。特定年月日 J）  
文書 8 特定個人の聞き取り調査内容について（特定年月日 B 特定部隊 C 職員人事賠償補償専門官）  
文書 9 面談記録  
文書 10 勤務状況に関する答申書  
文書 11 特定疾病事案に関する陸幕法務官付審査専門官指導事項について（連絡）（特定年月日 D）  
文書 12 意見等聴取書  
文書 13 特定疾病事案に関する調査について（連絡）（特定年月日 E）  
文書 14 公務災害発生報告書（法定第 3 号）（特定文書番号 F。特定年月日 L）（原議）  
文書 15 特殊な災害の認定について（申請）（特定文書番号 A。特定年月日 F）（原議）  
文書 16 特定疾病事案の公務災害認定協議について  
文書 17 特定疾病的公務災害認定について（協議）（特定文書番号 G。特定年月日 M）（原議）  
文書 18 特殊な災害の認定の申請について（特定年月日 F 法務官）  
文書 19 特定疾病的公務災害認定について（承認）（特定文書番号 B。特定年月日 G）（原議）  
文書 20 災害の認定について（通達）（特定文書番号 H。特定年月日 N）（原議）  
文書 21 遺族補償年金等の請求について（申請）（特定文書番号 C。特定年月日 H）（原議）  
文書 22 遺族補償年金等の請求について（申請）（特定文書番号 H。特定年月日 O）（原議）  
文書 23 遺族補償年金及び遺族特別給付金の支給決定について（申請）（特

定文書番号 I。特定年月日 P) (原議)  
文書 24 遺族補償年金及び遺族特別給付金の支給決定について (承認) (特  
定文書番号 D。特定年月日 I)

別表1（本件不開示部分）

番号	文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書3	全て	開示請求者本人に係る保有個人情報が記載されておらず、法12条1項に規定する自己を本人とする保有個人情報に該当しないことから、保有個人情報非該当により不開示とした。
	文書4		
	文書8		
	文書10		
	文書11		
	文書12		
	文書13		
	文書16		
	文書18		
	文書19		
2	文書14	公務災害発生報告書（法定第3号）の「7 公務上の災害と判断した理由」の全て	災害補償業務に関する情報であり、これを公にすることにより、今後の災害補償業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書15		
	文書17		
	文書22		
3	文書15	特殊な災害の認定について（申請）（特定文書番号A。特定年月日F）別紙「特定疾病の公務災害認定について」の「5 判断理由」の全て	災害補償業務に関する情報であり、これを公にすることにより、今後の災害補償業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書17	特定疾病の公務災害認定についての「5 判断理由」の全て	
4	文書15	業務従事報告書の（所属），（階級・氏名），印影及び報告内容のそれぞれ全て	
	文書17		
5	文書15	特定個人及び訓練等状況についての答申書及び答申書のそれぞれの回答者の所属、階級・氏名、聴き取り内容及び回答内容の全て	
	文書17		
6	文書14	現認書の記書、所属、階	

	文書15 文書17 文書22 文書23	級・氏名及び印影	
7	文書15 文書17	勤務状況調査票の一部	開示請求者以外の個人に関する情報であり、これを公にすることにより、開示請求者以外の特定の個人を識別され、又は、特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法14条2号に該当するとともに、災害補償業務に関する情報であり、これを公にすることにより、今後の災害補償業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書15 文書17	勤務時間確認票の一部	
9	文書15 文書17	心・血管疾患及び脳血管疾患等業務関連疾患の簡易認定調査票の一部	開示請求者以外の個人に関する情報であり、これを公にすることにより、開示請求者以外の特定の個人を識別され、又は、特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法14条2号に該当するとともに、災害補償業務に関する情報であり、これを公にすることにより、今後の災害補償業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書21 文書22 文書23	平均給与額算定書の一部 給与等支給証明書の一部 特定個人に係る遺族補償年金初回支給計算書の一部 平均給与額算定書の一部 給与等支給証明書の一部 特定個人に係る遺族補償年金初回支給計算書の一部 平均給与額算定書の一部 給与等支給証明書の一部	
10	文書21	職員別給与簿（特定年分）の一部 特定年給与支給状況表の一部 自衛官勤務記録表の一部	開示請求者以外の個人に関する情報であり、これを公にすることにより、開示請求者以外の特定の個人を識別され、又は、特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法14条2号に該当するため不開示とした。

	<p>人事発令通知（特定文書番号 J。特定年月日 Q）の一部</p> <p>勤務状況表（特定年月 A～特定年月 B）の一部</p> <p>休暇簿（年次休暇用）（特定年度 B）の一部</p> <p>休暇簿（病気休暇・特別休暇用）（特定年度 B（年））の一部</p> <p>振替（代休）管理簿の一部</p>	
文書 22	<p>職員別給与簿（特定年分）の一部</p> <p>特定年給与支給状況表の一部</p> <p>自衛官勤務記録表の一部</p> <p>人事発令通知（特定文書番号 J。特定年月日 Q）の一部</p> <p>勤務状況表（特定年月 A～特定年月 B）の一部</p> <p>休暇簿（年次休暇用）（特定年度 B）の一部</p> <p>休暇簿（病気休暇・特別休暇用）（特定年度 B（年））の一部</p> <p>振替（代休）管理簿の一部</p> <p>生計維持関係等に関する申立書の自筆の署名及び印影（開示請求者を除く。）</p> <p>公務災害発生報告書（法定第 3 号）（特定文書番号 F。特定年月日 L）の認識番号</p> <p>健康診断表の一部</p> <p>特定年度 A 生活習慣病検診成績表の一部</p>	

	84枚目の「I D」, 「B P」, 「H R」, 「R - R」, 「P - R」, 「Q R S」, 「Q T」, 「Q T c」, 「軸」, 「R V 5」, 「S V 1」, 「R + S」, 「F - Q T c」, 「〔ミネソタコード〕」, 「解析心拍」及び「【N e g a t i v e T】〔解析結果〕」のそれぞれ全て並びに「B o r d e r l i n e A b n o r m a l」の欄の一部
	85枚目の一部
	86枚目の全て
	87枚目の「測定値」の欄の全て
	V D T 検診（問診・検診表）の一部
	死亡届の自筆の署名
文書23	職員別給与簿（特定年分）の一部
	特定年給与支給状況表の一部
	自衛官勤務記録表の一部
	人事発令通知（特定文書番号J。特定年月日Q）の一部
	勤務状況表（特定年月A～特定年月B）の一部
	休暇簿（年次休暇用）（特定年度B）の一部
	休暇簿（病気休暇・特別休暇用）（特定年度B（年））の一部
	振替（代休）管理簿の一部

	生計維持関係等に関する申立書の自筆の署名及び印影 (開示請求者を除く。)	
	公務災害発生報告書（法定第3号）（特定文書番号F。特定年月日L）の認識番号	
	健康診断表の一部	
	特定年度A 生活習慣病検診成績表の一部	
	84枚目の「I D」, 「B P」, 「H R」, 「R - R」, 「P - R」, 「Q R S」, 「Q T」, 「Q T c」, 「軸」, 「R V 5」, 「S V 1」, 「R + S」, 「F - Q T c」, 「[ミネソタコード]」, 「解析心拍」及び「【Negative T】[解析結果]」のそれぞれ全て並びに「Borderline Abnormal」の欄の一部	
	85枚目の一部	
	86枚目の全て	
	87枚目の「測定値」の欄の全て	
	VDT検診（問診・検診表）の一部	
	死亡届の自筆の署名	

別表2（補充理由説明書において諮詢序が開示することとした不開示部分）

番号	文書	枚目	開示することとした不開示部分
1	文書15	5枚目	上から14行目左から2文字目ないし11文字目まで、同15行目左から1文字目ないし5文字目まで、同行目左から16文字目ないし19文字目まで、同行目左から30文字目ないし33文字目まで、同16行目左から6文字目ないし9文字目まで、同行目左から20文字目ないし25文字目まで、同行目左から30文字目ないし33文字目まで、同17行目左から1文字目及び2文字目、同行目左から10文字目ないし16文字目まで、同行目左から23文字目ないし28文字目まで、同18行目左から9文字目ないし11文字目まで、同行目左から17文字目及び18文字目、同行目左から33文字目ないし36文字目まで、同19行目左から1文字目及び2文字目、同21行目左から7文字目ないし30文字目まで、同23行目左から11文字目ないし36文字目まで、同24行目ないし37行目までの全て及び同38行目左から1文字目ないし21文字目までを除く不開示部分
	文書17	5枚目及び18枚目	12枚目

		文字目ないし 41 文字目まで、同 14 行目左から 7 文字目ないし 12 文字目まで、同行目左から 29 文字目ないし 31 文字目まで、同行目左から 37 文字目及び 38 文字目、同 15 行目左から 14 文字目ないし 19 文字目まで、同 17 行目左から 7 文字目ないし 29 文字目まで、同 19 行目左から 11 文字目ないし 39 文字目まで、同 20 行目ないし 32 行目までの全て、同 33 行目左から 1 文字目ないし 24 文字目まで、同 35 行目左から 21 文字目ないし 40 文字目まで、同 36 行目左から 1 文字目ないし 16 文字目まで、同行目左から 30 文字目ないし 33 文字目まで、同行目左から 38 文字目ないし 41 文字目まで、同 37 行目左から 1 文字目ないし 16 文字目まで、同行目左から 33 文字目ないし 40 文字目まで及び同 38 行目左から 1 文字目ないし 7 文字目までを除く不開示部分
文書 15	6 枚目	上から 2 行目左から 21 文字目ないし 36 文字目まで、同 3 行目左から 1 文字目ないし 20 文字目まで、同行目左から 34 文字目ないし 37 文字目まで、同 4 行目左から 5 文字目ないし 24 文字目まで、同 5 行目左から 4 文字目ないし 18 文字目まで、同 11 行目左から 9 文字目ないし 36 文字目まで、同 12 行目の全て、同 13 行目の左から 1 文字目ないし 8 文字目まで、同行目左から 25 文字目ないし 36 文字目まで、同 14 行目の全て、同 15 行目左から 1 文字目ないし 15 文字目まで、同行目左から 22 文字目ないし 25 文字目まで、同行目左から 28 文字目ないし 36 文字目まで、同 16 行目の全て、同 17 行目左から 1 文字目ないし 4 文字目まで、同行目左から 17
文書 17	6 枚目及び 19 枚目	

		文字目ないし 3 6 文字目まで, 同 1 8 行目の全て, 同 1 9 行目左から 1 文字目ないし 8 文字目まで, 同行目左から 1 5 文字目ないし 3 3 文字目まで, 同 2 0 行目左から 1 文字目ないし 2 6 文字目まで, 同 2 1 行目左から 1 7 文字目ないし 3 5 文字目まで, 同 2 2 行目及び 2 3 行目の全て, 同 2 4 行目左から 1 文字目ないし 6 文字目まで, 同 2 5 行目左から 8 文字目ないし 1 1 文字目まで, 同 2 6 行目左から 7 文字目ないし 1 6 文字目まで, 同 3 3 行目ないし 3 6 行目までの全て及び同 3 7 行目左から 1 文字目ないし 2 0 文字目までを除く不開示部分
	1 3 枚目	上から 6 行目の全て, 同 7 行目左から 1 文字目ないし 3 3 文字目まで, 同 8 行目左から 1 2 文字目ないし 3 9 文字目まで, 同 9 行目左から 1 文字目ないし 3 8 文字目まで, 同 1 0 行目左から 6 文字目ないし 9 文字目まで, 同行目左から 1 2 文字目ないし 3 8 文字目まで, 同 1 1 行目左から 1 文字目ないし 2 2 文字目まで, 同行目左から 3 5 文字目ないし 3 9 文字目まで, 同 1 2 行目の全て, 同 1 3 行目左から 1 文字目ないし 1 9 文字目まで, 同行目左から 2 6 文字目ないし 3 9 文字目まで, 同 1 4 行目左から 1 文字目ないし 3 4 文字目まで, 同 1 5 行目左から 1 7 文字目ないし 3 9 文字目まで, 同 1 6 行目の全て, 同 1 7 行目左から 1 文字目ないし 3 4 文字目まで, 同 1 8 行目左から 3 3 文字目ないし 3 6 文字目まで, 同 1 9 行目左から 2 8 文字目ないし 3 7 文字目まで, 同 2 6 行目ないし 2 9 行目までの全て, 同 3 0 行目左から 1 文字目ないし 1 1 文字目まで, 同 3 4 行目左から 2 7 文字目ないし 4 0 文字目まで

		及び同 3 行目ないし 38 行目までの全てを除く不開示部分
文書 15	7 枚目	上から 3 行目左から 28 文字目ないし 37 文字目まで、同 4 行目ないし 12 行目までの全て、同 13 行目左から 1 文字目ないし 4 文字目まで、同 14 行目左から 27 文字目ないし 29 文字目まで、同 15 行目左から 7 文字目ないし 36 文字目まで、同 16 行目左から 1 文字目ないし 34 文字目まで、同 19 行目左から 19 文字目ないし 37 文字目まで、同 20 行目ないし 25 行目までの全て、同 26 行目左から 1 文字目ないし 27 文字目まで、同 27 行目左から 9 文字目ないし 36 文字目まで、同 28 行目左から 1 文字目及び 2 文字目、同 29 行目左から 32 文字目及び 33 文字目、同 30 行目左から 18 文字目及び 19 文字目、同 31 行目左から 3 文字目及び 4 文字目、同行目左から 24 文字目及び 25 文字目、同 32 行目左から 9 文字目及び 10 文字目、同 34 行目左から 2 文字目ないし 18 文字目まで、同行目左から 23 文字目及び 24 文字目、同 35 行目左から 16 文字目ないし 37 文字目まで及び同 36 行目ないし 38 行目までの全てを除く不開示部分
	14 枚目	上から 1 行目ないし 5 行目までの全て、同 6 行目左から 1 文字目、同 7 行目左から 27 文字目ないし 29 文字目まで、同 8 行目左から 3 文字目ないし 39 文字目まで、同 9 行目左から 1 文字目ないし 27 文字目まで、同 11 行目左から 18 文字目ないし 40 文字目まで、同 12 行目ないし 17 行目までの全て、同 18 行目左から 1 文字目ないし 11 文字目まで、同行目左から 29 文字目ないし 39 文字

		目まで、同19行目左から1文字目ないし21文字目まで、同20行目左から32文字目及び33文字目、同21行目左から14文字目及び15文字目、同行目左から35文字目及び36文字目、同22行目左から17文字目及び18文字目、同行目左から38文字目及び39文字目、同25行目左から2文字目ないし18文字目まで、同行目左から34文字目ないし36文字目まで、同行目欄外の手書きの姓の部分及び同26行目ないし38行目までの全てを除く不開示部分
文書15	8枚目	上から1行目ないし20行目までの全て、同21行目左から1文字目ないし9文字目まで、同22行目左から2文字目ないし20文字目まで、同23行目左から4文字目ないし36文字目まで、同24行目ないし27行目までの全て、同28行目左から1文字目ないし15文字目まで、同30行目左から14文字目ないし16文字目まで、同31行目左から16文字目ないし18文字目まで、同32行目左から5文字目ないし36文字目まで及び同33行目左から1文字目ないし12文字目までの全てを除く不開示部分
文書17	8枚目及び21枚目	上から1行目ないし8行目までの全て、同9行目左から1文字目ないし34文字目まで、同10行目左から2文字目ないし20文字目まで、同行目左から36文字目、同11行目ないし14行目までの全て、同15行目左から1文字目ないし36文字目まで、同18行目左から14文字目ないし16文字目まで、同19行目左から12文字目ないし14文字目まで、同行目左から37文字目ないし39文字目まで、同20行目の全て及び同21行目左から1文字目及び2文字目を除
	15枚目	上から1行目ないし8行目までの全て、同9行目左から1文字目ないし34文字目まで、同10行目左から2文字目ないし20文字目まで、同行目左から36文字目、同11行目ないし14行目までの全て、同15行目左から1文字目ないし36文字目まで、同18行目左から14文字目ないし16文字目まで、同19行目左から12文字目ないし14文字目まで、同行目左から37文字目ないし39文字目まで、同20行目の全て及び同21行目左から1文字目及び2文字目を除

			く不開示部分
2	文書14	4枚目	公務災害発生報告書（法定第3号）の 「7 公務上の災害と判断した理由」の 全て
	文書15	134枚目	
	文書17	147枚目	
	文書22	76枚目	
	文書23	76枚目	

別表3 開示すべき部分

文書	開示すべき部分
文書21	平均給与額算定書の不開示部分の全て
	給与等支給証明書の不開示部分の全て
	特定個人に係る遺族補償年金初回支給計算書の不開示部分の全て
文書22	平均給与額算定書の不開示部分の全て
	給与等支給証明書の不開示部分の全て
	特定個人に係る遺族補償年金初回支給計算書の不開示部分の全て
文書23	平均給与額算定書の不開示部分の全て
	給与等支給証明書の不開示部分の全て